

選定療養費について

【初診時選定療養費】※医科と歯科は別※

他の医療機関からの紹介状を持参されなかった方 **7,700円（税込）**

以下に該当される方は初診となり、選定療養費をご負担いただく場合がございます

- ①当院を初めて受診される方
- ②前回の受診時に医師から再診の指示がでていない方
- ③今回の受診が前回受診と同じ病名、症状であっても患者さんが任意に診療を中止された場合
- ④前回の病気が治癒された方で、新たに同じ診療科で受診される場合や別の科に初めて受診される場合
- ⑤初診時に紹介状を持たずに同日2科受診した場合（各科で選定療養費を徴収）

*ただし次の場合ご負担はありません

- ・救急車で搬送された方 ・外来、救急外来受診後にそのまま入院となった方
- ・当院の医科と歯科の間で院内紹介があった方 ・特定の疾病または障害により、各種公費負担制度の受給対象となられている方
- ・生活保護法の医療扶助の対象となっている方 ・災害により被害を受けた方 ・治験にご協力いただく方
- ・特定健康診査・がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方 ・労災、公務災害、交通事故、自費診療の方
- ・その他当院が必要性を特に認めた方（平日8時～18時以外に救急外来を受診した方）
- ・同じ病状があった場合受診するよう医師から指示があった方で前回から3ヵ月以内の受診の方

【再診時選定療養費】

以下の方にご負担いただくこととなります **3,300円（税込）**

- ・他の医療機関への紹介を当院が申し出たが患者さんが引き続き当院での診療を希望された場合
- ・当院から紹介状をお渡しした後に他院からの紹介状がなく患者さんご自身の選択で当院を受診された場合
- ・**A科受診中に自己判断でB科を受診した場合（院内紹介がある場合を除く）**

選定療養費とは・・・「選定療養費」は国の方針で『病院と診療所の機能分担と医療連携』を目的として制定されているものです。初期治療は地域の医療機関で、高度・専門医療は200床以上の病院で行うことを推進しています。

